

您应缴纳的国民健康保险费目前处于欠费状态。

请在支付期限内完成缴费。逾期仍未缴纳的，将可能依法受到财产调查，并接受滞纳金处置（如财产扣押等）。

【注意事项】

- 如果您已经缴纳，请恕衔接工作的不周。
- 如果您正在使用银行转账缴费，且将在下一个扣款日缴纳本次应缴金额，为避免重复缴纳，请勿使用本缴费单缴费。
- 如果您已在工作单位等处加入其他健康保险，请自行办理国民健康保险退保手续。（相关手续不会由丰岛区或工作单位自动办理。）
- 催缴单亦会寄送给正在使用银行转账的家庭、分期缴纳的家庭、接受生活保障的家庭。
- 如果因灾害或其他特殊原因无法缴纳，请尽早与我们联系咨询。无正当理由持续欠缴的，可能被纳入特别疗养费的支付对象。
- 从2026年度6月起的应缴部分开始，将产生滞纳金。滞纳金将在缴纳国民健康保险费后另行征收。

◎请对照您手头的催缴单进行确认。

豊島区 00100-2-963615 豊島区会計管理課

豊島区 年度 国民健康保険料 615

加入者名 豊島区 会計管理者 口座番号 00100-2-963615 納付合計金額 ② 円

取納機関番号 13916 納付番号 確認番号 納付区分

賦課年度 ③ 期別 ④ 通知書番号 ⑤ 支払期限 ⑥

納付義務者 ⑦

賦課年度 ③ 対象年度 ⑧

通知書番号 ⑤

期別 ④ 記号番号 ⑨

保険料 ⑩ 円

延滞金 ⑪ 円

納付合計金額 ② 円

納期限 ⑫

支払期限 ⑥

主管課 領収日付印

豊島区 国民健康保険課

電話番号(代表) 03(3981)1111

豊島区 年度 国民健康保険料 615

納付義務者 ⑦

賦課年度 ③

対象年度 ⑧

期別 ④

通知書番号 ⑤

記号番号 ⑨

期別 ④

保険料 ⑩ 円

延滞金 ⑪ 円

納付合計金額 ② 円

納期限 ⑫

支払期限 ⑥

発行日

(お問い合わせ先)

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 豊島区国民健康保険課 電話番号 03-3981-1111 時間 平日8時30分～17時

○コンビニエンスストアで納付する方へ
ご利用は、期別ごとの納付合計金額30万円まで可能です。納付合計金額の訂正はできません。
○この用紙は、直接機械により処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
○この領収証書は大切に保管してください。
○裏面もご覧ください。

領収日付印

※領収日付印のないものは無効です

領収日付印

収入印紙不要

如果这里未印有条形码，请前往丰岛区政府公共费用缴纳窗口或特别区指定金融机构缴纳保险费。详细信息请查看背面的缴纳方式确认。

①	国民健康保险费已缴纳通知书	⑧	对象年度
②	缴费总金额	⑨	记号编号
③	缴费年度	⑩	保险费
④	期别	⑪	滞纳金
⑤	通知书编号	⑫	缴纳期限
⑥	支付期限	⑬	催缴单兼收款收据
⑦	缴纳义务人		

あなたの納付すべき国民健康保険料が、納期限までに納付されず、未納となっています。この督促状で指定した支払期限までに納付してください。支払期限までに納付しないときは、法令に基づき、財産調査のうえで滞納処分（差押等）を受ける場合があります。


① (審査請求及び取消訴訟)
 1. この処分不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 2. 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

② (滞納金) (地方自治法第231条の3・豊島区国民健康保険条例第22条)
 滞納金の額は、各納期限の翌日から支払日までの期間の日数に、その基礎となる納付金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に、年14.6%（納期限翌日から3か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算し徴収します。
 ※ただし、各年の滞納金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない場合は、下記の取扱いとなります。
 ◎納期限の翌日から3か月を経過するまでの期間「滞納金特例基準割合」に年1%の割合を加算した割合（ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%の割合とします。）
 ◎その後の期間「滞納金特例基準割合」に年7.3%の割合を加算した割合
 ※令和8年度6月賦課分より滞納金が発生します。滞納金は国民健康保険料納付後に別途請求いたします。

③ 納付方法
 ①豊島区役所公金納付窓口
 ②特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合等）
 ゆうちょ銀行・郵便局は、東京都、山梨県及び関東各県所在の店舗に限りです。
 ※ATMでのお取り扱いはできません。
 ③区民事務所
 ④取扱のコンビニエンスストア（右記参照）
 ⑤モバイルレジ「モバイルレジ」アプリによるクレジット納付又はモバイルバンキングによる納付。
 ⑥取扱の電子マネー（右記参照）

③ ⑤のクレジット納付の場合は、別途、決済手数料がかかります。また、⑤⑥のアプリをご利用の際は、別途、ポケット通信料がかかります。
 ・コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「スマホアプリ」を利用したお支払いはできません。
 ・④⑤⑥による納付は、1枚あたり30万円以下の納付書に限りです。
 ・支払期限が経過している納付書は使用できない場合があります。
 ・取納票のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。
 ・納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。
 ・納付者控及びレシートは振込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

◎保険料の納付は原則口座振替です。口座振替ですと払い忘れがなく、大変便利です。ぜひご利用ください。
 納付方法や口座振替の申込方法について、詳しくは区ホームページをご覧ください。



④ 取扱コンビニエンスストア等及び電子マネー
 (令和8年4月1日現在)

【取扱コンビニエンスストア】
 ●くらしハウス ●スリーエイト
 ●生活彩家 ●セブン-イレブン
 ●ディーヤマザキ
 ●ニューヤマザキデイリーストア
 ●ファミリーマート
 ●ポプラ
 ●ミニストップ
 ●ヤマザキスペシャルパートナーショップ
 ●ヤマザキデイリーストア
 ●ローソン
 ●MMK設置店
 (無人端末及び信用金庫内端末を除く)

【電子マネー】
 ●PayPay ●au PAY
 ●楽天Pay ●d払い
 ●J-Coin Pay

(ご注意)
 金額を訂正した場合・バーコードの印字がない場合・読めない場合は、コンビニエンスストア等及び電子マネーでは納付できません。

① (審査請求及撤消訴訟)
 1. 对该处分不服时,可自知悉该处分之日起3个月内,向东京都国民健康保险审查会(东京都厅内)提出审查请求。(即使在前述3个月期限内,若自该处分作出之日起已逾1年,则不得提出审查请求。)
 2. 仅限就上述1的审查请求作出裁决后,可自知悉该裁决之日起6个月内,以丰岛区为被告(诉讼中由丰岛区区长代表)提起撤销该处分的诉讼。(即使在前述6个月期限内,如果自该裁决作出之日起已逾1年,则不得提起撤销诉讼。)但是,符合下述①至③情形之一时,无需经过审查请求的裁决,也可以直接提起撤销诉讼。
 ①自提出审查请求之日起超过3个月仍未作出裁决时。
 ②为避免因处分、处分的执行或程序继续进行而造成重大损害,需紧急处理时。
 ③具有其他无需经裁决的正当理由时。

② (滞納金) (地方自治法第231条の3、豊島区国民健康保険条例第22条)
 滞納金按照各缴费期限次日起至实际缴纳日为止的天数计算,以应缴金额(如有不足1,000日元的零数,或该金额未滿2,000日元的,则舍去零数额或全额)为基数,按年利率14.6%(自缴费期限次日起至滿3个月为止的期间,适用年利率7.3%)计算并征收。
 ※但如果各年度的滞納金特例基准比例(指平均借贷利率(即《租税特别措施法》第93条第2项规定的平均借贷利率)加1%后的比例)低于7.3%时,按下列方式计算。
 ◎自缴费期限次日起至滿3个月为止的期间,按“滞納金特例基准比例”加1%后的比例计算(但如该比例超过7.3%,则按7.3%计算)。
 ◎其后的期间按“滞納金特例基准比例”加年利率7.3%后计算。
 ※从2026年度6月起的应缴部分开始,将产生滞納金。滞納金将在缴纳国民健康保险费后另行征收。

③ 缴费方式
 ①豊島区政府公共费用缴纳窗口 ②特別区指定金融机构、特別区公共费用收纳机构(银行、信用银行、信用合作社等)
 ※邮政银行及邮局仅限东京都、山梨县及关东各县的网点。
 ※无法通过ATM缴纳。
 ③区民事务所 ④可受理的便利店(详见右侧说明) ⑤移动收银,通过“Mobile Regi”APP使用信用卡或手机银行缴费。 ⑥可受理的电子支付方式(详见右侧说明)
 注意事项
 ・通过⑤使用信用卡缴费时,需另行支付手续费;使用⑤⑥相关APP时,需另行承担通信流量费用。・原则上,在便利店等门店无法使用“手机APP”进行支付。・通过④⑤⑥缴费时,每张缴费单金额不得超过30万日元。・已超过缴费期限的缴费单可能无法使用。・无法使用缴费单复印件、条形码照片或截图进行支付。・如果您已缴纳,请恕衔接工作的不周。・缴费人存根及收据是缴费凭证,请妥善保管。
 ◎原则上通过银行转账缴纳保险费。
 采用银行转账的方式可避免忘记缴费,十分方便,建议您使用。关于缴费方式及银行转账的申请方法,详情请参阅区政府官网。

④ 可受理的便利店等及电子支付方式(截至2026年4月1日)
 【可受理的便利店】
 ●Kurashi House ●Three Eight ●生活彩加
 ●7-ELEVEN ●Daily YAMAZAKI
 ●New Yamazaki Daily Store ●FamilyMart
 ●POPLAR ●MINI STOP
 ●Yamazaiki Special Partner Shop
 ●Yamazaki Daily Store ●LAWSON
 ●设有MMK的店铺(无人终端和信用银行内的终端除外)
 【电子支付方式】
 ●PayPay ●au PAY ●乐天Pay ●d支付 ●J-Coin Pay
 (注意事项)
 若修改过金额,或未印有条形码、条形码无法识别,均无法通过便利店或电子支付方式缴费。

咨询处
 丰岛区国民健康保険課 TEL: 03-3981-1111
 窗口受理时间 平日 8:30 ~ 17:00 第2个周六 9:00 ~ 17:00
 ※上述日期以外的周六、周日、节假日均不受理。窗口受理日期可能会发生变动。